

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成29年11月2日（平成29年（行情）諮問第430号）

答申日：平成30年2月9日（平成29年度（行情）答申第457号）

事件名：近畿財務局が保有する2012事業年度ないし2015事業年度の行政文書ファイル管理簿の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「近畿財務局が保有する2012事業年度から2015事業年度までの各年度の行政ファイル管理簿全て。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月29日付け近財業第34号により近畿財務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると次のとおりである（意見書は省略した。）。

- (1) 審査請求人は2016年度の行政文書ファイル管理簿を請求し、入手しているがそこには、本件該当文書が見当たらない。
- (2) 最新の行政文書管理ファイル簿の原簿はパソコン上にあるが、その他にe-Govから検索できる仕組みがあり、前者を紙ベースで印刷したもの、CD-Rにコピーしたものが開示される。
- (3) 審査請求人は、中国財務局特定支所前職員（特定役職）で情報公開を担当していた特定個人（8/2特定支所に問い合わせたところ、現在も中国財務局の他の部署に在籍しているとのことである。）と何度かパソコン上の行政文書ファイル管理簿の画面を見ながら説明を受けた。それによれば、パソコン画面の削除・追加などの加工は可能であるが、e-Govに転送された情報を元の行政機関が自由に削除・追加等の加工をすることはシステム上不可能とのことであった。他の複数の政府機関にも問い合わせたが同様の回答であった。
- (4) 審査請求人は本件開示文書請求前にあらかじめ資料（添付省略）のとおり、e-Govで本件開示文書の存在を確認していた。そこには、本件対象文書のうち、2件の記載が確認される。

(5) 該当文書の保存期間は他の行政機関の記載同様、常用と記載され、永久保存の意味に近い。各行政機関の行政文書管理ファイル簿（e-Govではなく、審査請求人が開示請求し開示されたもの）には、行政文書管理ファイル簿が記載されたものと記載されていないものが混在する。まだ確認していないが公文書保存法などにより、保存を義務づけられている文書の可能性があり、行政文書を管理する特殊な文書であるので行政文書管理簿から記載を外している行政機関が混在している可能性がある。つまり、行政文書ファイル管理簿に記載が無くとももともと保存すべき文書の可能性がある。

(6) 以上のことから本件対象文書を不存在とした原処分は虚偽である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

- (1) 平成29年4月27日付け（同月28日受付）、法4条に基づき、審査請求人から処分庁に対し、本件対象文書について開示請求が行われた。
- (2) これに対して、処分庁は、法9条2項の規定に基づき、平成29年5月29日付け近財業第34号により、不開示決定（原処分）を行った。
- (3) この原処分に対し、平成29年8月3日付け（同月4日受付）、行政不服審査法2条に基づき、審査請求が行われたものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

行政文書ファイル管理簿は、一元的な文書管理システム上で管理している。行政文書ファイル管理簿については、随時、その内容が追記・更新されるため、その保存期間を常用としている。一元的な文書管理システムからは、出力設定をした時点の行政文書ファイル管理簿のみ出力可能となっており、遡って各年度の行政文書ファイル管理簿を出力することは出来ない。

また、近畿財務局において、個別に各年度の行政文書ファイル管理簿を保有しているといった事実は確認されておらず、保有しているとされる事情も認められない。

よって、原処分を維持し、法9条2項に基づき不開示とすることが妥当である。

#### 3 その他

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の判断を左右するものではない。

#### 4 結論

以上のことから、処分庁が法9条2項に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月4日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成30年1月25日 審議
- ⑤ 同年2月7日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、上記第3の2のとおり、一元的な文書管理システムからは、出力設定をした時点の行政文書ファイル管理簿の内容のみ出力可能となっており、遡って各年度の行政文書ファイル管理簿の内容を出力することは出来ない旨説明し、また、近畿財務局において個別に各年度の行政文書ファイル管理簿を保有しているといった事実はないことから原処分は妥当である旨説明する。

そこで、まず、当審査会事務局職員をして、全ての府省において利用されている一元的な文書管理システムにおける行政文書ファイル管理簿の管理及び出力方法について確認させたところ、行政文書ファイル管理簿は、電磁的記録として同システムにおいて管理され、行政文書の作成・取得の都度、逐次更新されるものであることが認められ、また、その内容の出力方法は、各行政機関の行政文書ファイル管理簿の内容を公表しているウェブサイトである電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）における公表用データとして出力のための操作を行った時点の行政文書ファイル管理簿の内容の全てを含むファイルを作成するという方法であることが認められた。

次に、当審査会事務局職員をして、e-Govに近畿財務局の「行政文書ファイル管理簿」として登録されている文書を確認させたところ、これに該当するものとして、2011年度に近畿財務局総務部総務課長が作成したもの、2014年度に同局理財部検査総括課長が作成したもの、及び2013年度に同局管財部国有財産調整官が作成したもので、いずれも「行政文書ファイル管理簿」という名称のついた文書が存在することが認められ、また、これらの「行政文書ファイル管理簿」は、いずれも保存期間が「常用」とされていることが認められる。

- (2) 審査請求人が上記第2の2(1)において、2016年度の行政文書

ファイル管理簿（以下「審査請求人保有文書」という。）を請求し、これを入手している旨主張しているので、当該主張に係る事実関係について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、審査請求人保有文書は、審査請求人が平成29年2月26日付けで処分庁に対して行った「近畿財務局が保有する行政文書ファイル管理簿すべて。（公文書管理法施行前及び施行後を含む）」についての開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対して行われた同年3月30日付け近財業第17号全部開示決定により、一元的な文書管理システムから出力したものであるとのことであった。

諮問庁から、別件開示請求に係る行政文書開示請求書、行政文書開示決定通知書及び開示実施文書（審査請求人保有文書）の写しの提示を受け確認したところ、近畿財務局が作成又は取得した行政文書に係る行政文書ファイル管理簿の内容の全てを全部開示したことについては、諮問庁の上記の説明のとおりであることが認められた。

- (3) そこで検討すると、上記(1)のとおり、e-Govに近畿財務局の「行政文書ファイル管理簿」として登録されているものは、いずれも過去の特定の時点に出力され、特定の年度内に作成されたものとして名称を付したものにすぎないこと、また、行政文書ファイル管理簿が、一元的な文書管理システムにおいて逐次更新される電磁的記録として管理され、同システムから出力される場合もその内容は出力時点におけるものに限られるものであるということを踏まえれば、近畿財務局において2012年度から2015年度までの各年度の行政文書ファイル管理簿（本件対象文書）を保有していないとする諮問庁の上記第3の2の説明に不自然、不合理な点はなく、これを否定するに足る事情も認められない。

また、審査請求人が保有する旨主張する2016年度の行政文書ファイル管理簿とは、別件開示請求に係る開示実施が行われた時点の行政文書ファイル管理簿の内容を出力したものであって、2016年度の行政文書ファイル管理簿ではないことは上記(3)のとおりである。

したがって、近畿財務局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

本件行政文書不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「行政文書不存在のため」と記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書が存在しないという事

実を示すだけでは足りず，対象文書を作成又は取得していないのか，あるいは作成又は取得した後に，廃棄又は亡失したのかなど，なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって，原処分における理由付記は，行政手続法 8 条の趣旨に照らし，適切さを欠くものであり，処分庁においては，今後の対応において，上記の点につき留意すべきである。

#### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，近畿財務局において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子